西東京市官民連携ガイドライン



西東京市マスコットキャラクター「いこいーな」 ©シンエイ/西東京市

平成 30 年 10 月 西 東 京 市

目 次

第1章	章 官民連携(PPP)の基本的な考え方	1
1	はじめに	2
2	ガイドラインの位置付け	
3	PPP手法導入の基本的な考え方	4
4	官民連携(PPP)とは	4
5	PPP手法導入の目的・効果	5
6	PPP手法の主な特徴	5
7	PPP手法の概要	6
第2章	章 官民連携事業の検討プロセス	c
1	事業の推進体制	1C
2	PPP手法の導入	11
3	PPP手法導入の検討フロー	12
第3章	章 サウンディング調査	25
1	サウンディング調査の基本的な考え方	26
2	サウンディング調査のフロー	28
第4章	章 留意事項	31
1	PPPに関するガイドライン等の活用	32
2	PPP手法導入にあたっての留意事項	33
3	ガイドラインの適用等	
各者	種 様 式	35

第1章 官民連携 (PPP) の基本的な考え方

1 はじめに

我が国では、高度経済成長期以降に集中的に整備された公共施設等(公共施設・インフラ)が今後一斉に更新時期を迎えることから、維持管理、更新等に要する多大な財政負担が予想されていますが、地方公共団体の財政状況は依然として厳しく、大きな課題となっています。

このような背景から、極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であるとして、国は多様なPPP/PFI手法を拡大していく方針を示しました。

具体的には、人口 20 万人以上の地方公共団体に対し、それぞれ管理する公共施設等について、一定規模以上で民間の資金やノウハウ等の活用が効果的、効率的な事業は、 PPP/PFI手法の導入を優先的に検討する仕組の構築を求めています。

また、人口 20 万人未満の地方公共団体に対しても、地域の実情や運用状況を踏まえたうえで、同様の取組を求めるなど、国と地方が一体となってPPP/PFI手法の更なる推進が要請されているところです。

本市においても、公共施設等の老朽化や適正配置、公的不動産の有効活用といった課題に対応するためには、行政と民間の役割を適切に整理したうえで、より積極的な連携を図り、民間の資金、創意工夫等を活用することで公的負担を抑制し、効果的、効率的で良質な市民サービスの提供を図っていく必要があります。

こうした中、国からの要請を踏まえ、本市がこれまで進めてきた文化施設、スポーツ施設における指定管理者制度や、泉小学校跡地活用における公的不動産の活用として、障害者福祉施設、高齢者福祉施設の整備などの官民連携事業について、改めてその基本的な考え方を整理し、PPP手法の導入手続き等を示す「官民連携ガイドラン」を策定しました。

本ガイドラインに基づき、市民、民間事業者、行政の3者にとって"Win-Win-Win" (トリプルウィン)が実現される、多様なPPP手法を積極的に推進します。



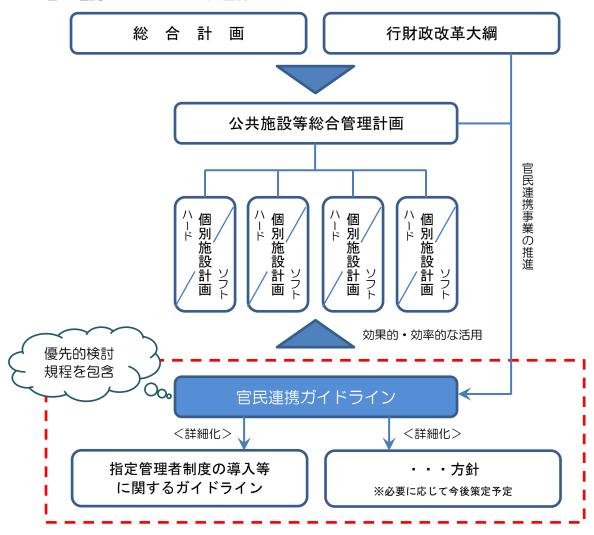
2 ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、第4次行財政改革大綱の4つの基本方針「経営の発想に基づいた 将来への備え」、「選択と集中による適正な行政資源の配分」、「効果的なサービス提供の 仕組みづくり」、「安定的な自主財源の確保」に沿った取組や、公共施設等総合管理計画 の基本方針に掲げる「民間活力の活用」の取組に寄与し、官民連携(PPP)事業の推 進を図るものです。

また、国から策定の要請があった「多様なPPP/PFI手法の導入を優先的に検討するための手続き及び基準等(優先的検討規程)」に応えるものです。

本ガイドラインは、PPP手法導入にあたっての基本的な考え方として、施設整備等に関する事業(ハード事業)や既存施設の効率的な管理・運営等(ソフト事業)を対象とします。また、既に策定・運用している「指定管理者制度の導入等に関するガイドライン」等を包含し、公共施設等総合管理計画や個別施設計画を具体化する際に検証すべき基本的な考え方として位置付けます。

<官民連携ガイドラインの位置付け>



3 PPP手法導入の基本的な考え方

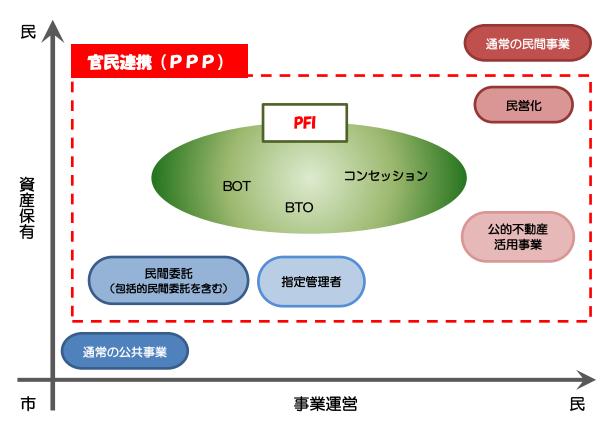
本市が実施する事業については、従来の枠組みに捉われることなく、将来にわたり良質な市民サービスが提供できるよう、最も効果的、効率的な実施主体及び手法を選択することを基本とします。そのため、事業に対する行政の役割を改めて見直し、全庁的にPPP手法の導入を推進していくことを目指します。

4 官民連携(PPP)とは

PPP(Public Private Partnership)とは、これまで行政が主体として提供してきた公共サービスを、誰が最も効果的で効率的なサービスの担い手になり得るのかという観点から、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものです。

具体的には、民間委託、PFI、指定管理者制度、民営化などの事業手法とともに、 市民協働、協定などを含めた官民連携(PPP)手法の総称となります。

<PPPの概念図>



5 PPP手法導入の目的・効果

(1) 市民サービスの質の向上

民間事業者の専門的知識や技術、ノウハウ等を活用することにより、高度化・複雑化する市民ニーズを踏まえた魅力ある施設整備や、ライフスタイルの多様化等に対応し、地域の特性を活かした施設運営等が実現されることで、市民サービスの質の向上が期待されます。

(2) 地域の活性化

これまで市が行ってきた事業を幅広く民間に委ね、民間事業者が事業を実施することで新たなビジネス機会や雇用が創出されるとともに、公的不動産の活用等により地域における賑わいが創出されることで、地域の活性化が期待されます。

(3) 財政負担の軽減

性能発注をすることにより、民間事業者の裁量で施設の設計、建設、維持管理、運営等を実施することが可能となり、コスト削減が期待されます。また、民間との適切な役割分担をすることによって、市は自ら実施する必要がある施策や事業へ選択的に行政資源を配分することができ、行財政運営の効率化が図れます。

6 PPP手法の主な特徴

(1)包括発注

従来型手法では「業務ごとに分離、分割し、単年度での委託」を原則とするのに対して、PPP手法では「複数の業務を包含した複数年度での委託」とするのが一般的です。PFI手法の場合、多くの事業において設計、建設、維持管理、運営を包括して複数年度(10~30年程度)で発注されています。

(2)性能発注

PPP手法では「性能発注」という考え方を用います。性能発注とは、発注者が業務の具体的な仕様・条件を細かく規定して発注する仕様発注と異なり、性能に着目し民間事業者が果たすべき義務(業務要求水準)を規定して発注するものです。発注者が性能を達成する方法を指定しないため、従来型手法に比べて、民間事業者の創意工夫の余地が大きい発注方式です。

7 PPP手法の概要

手 法	概要
PFI	PFI法に基づき、公共施設等の整備において、民間の資
Private-Finance-	金、経営能力及び技術的能力を活用し、設計、建設、維持
Initiative	管理、運営等を行う手法。事業期間における施設の所有権
	や事業内容によって、いくつかの方式に分けられる。
BTO方式	民間事業者が公共施設等を設計、建設し、施設完成直後に
Build-Transfer-	市に施設の所有権を移転し、民間事業者が維持管理、運営
Operate	等を行う方式。
BOT方式	民間事業者が公共施設等を設計、建設し、維持管理、運営
Build-Operate-	等を行い、事業終了後に市に施設の所有権を移転する方
Transfer	式。
BOO方式	民間事業者が公共施設等を設計、建設し、維持管理、運営
Build-Own-	等を行い、事業終了時点で施設等を解体、撤去するなど、
Operate	市への施設の所有権移転がない方式。
BT方式	民間事業者が公共施設等を設計、建設し、市に施設の所有
Build-Transfer	権を移転する方式。
RO方式	既存の公共施設等の所有権を市側が有したまま、民間事業
Rehabilitate-	者が施設を改修し、改修後に維持管理、運営等を行う方式。
Operate	
コンセッション方式	利用料金を収受する公共施設等について、市が施設の所有
(公共施設等運営事業)	権を有したまま、民間事業者が運営権を取得し、施設の維
	持管理、運営等を行う方式。
O方式	民間事業者に公共施設等の維持管理、運営等を長期契約等
Operate	により一括発注や性能発注する方式。
DBO (DB) 方式	PF I 法に基づかないが、PF I に類似した事業方式のひ
Design-Build-Operate	とつ。民間事業者に公共施設等の設計、建設、維持管理、
	運営等を一括発注する方式。(維持管理、運営等を市が行
	う場合は、DB方式)
ESCO事業	省エネルギー改修を実施し、改修にかかる全ての経費を光
Energy-Service-	熱水費の削減分で賄う事業方式。省エネルギー効果の保証
Company	を含む契約形態をとることにより、市の利益の最大化を図
	ることができるという特徴を持つ。

リースだ	う式	民間事業者が整備した施設を市が期間を定めて借り上げ、
		公共サービスを提供する手法。リース期間終了後に、当該
		施設を除却する方式と、市に所有権を移転する方式があ
		ె .
指定管理		地方自治法に基づき、市が公の施設の維持管理、運営等を
		管理者として指定した民間事業者に包括的に実施させる
		手法。
包括的国		(本ガイドラインにおける主たる想定) 公共施設等の維持
		管理、運営段階における複数業務、複数年度の性能発注に
		よる業務委託。
民設公営	至	民間事業者が施設の設計、建設等を行い、市が維持管理、
		運営等を行う手法。施設については、民間事業者から市に
		譲渡する方式や、市が民間事業者から借用する方式があ
		వ .
民設民営	営	民間事業者が施設の設計、建設、維持管理、運営等を行う
		手法。施設を管理運営する民間事業者に対し、一定の条件
		のもとに市が支援を行う場合もある。
民営化		市が所有する土地や施設を民間事業者に無償又は有償で
		譲渡し、事業運営の全部又は一部を民間事業者に移管する
		手法。契約又は協定等により一定の公的関与を残すことも
		可能。
公的不動	動産の活用	市が所有する土地や施設を民間事業者へ売却又は貸付等
		により財源を確保するとともに、事業運営やサービスの提
		供等を図る手法。
貸付	ব	市が所有する土地や施設を民間事業者へ貸付し、事業運営
		や維持管理する方式。一般的には普通財産の貸付となる
		が、一定の条件により行政財産の貸付や私権の設定も可
		能。
定其	胡借地権	市が所有する土地に定期借地権を設定して民間事業者に
		貸付し、民間事業者が施設の設計、建設、維持管理、運営
		等を行う方式。施設の区分所有など、一部に公共施設等の
		整備を条件とすることも可能。
広告	ち事業	市が所有する施設等を広告媒体として活用し、民間事業者
(7	ネーミングライツ)	の広告を掲載することにより、広告収入を得る手法。(企
		業名や商品名等の愛称をつける権利を民間事業者に付与
		し、対価を得る手法は「ネーミングライツ」という。)

<主なPPP手法の業務実施主体と施設所有の区分>

手法資金調達			業務の第	実施主体		佐乳配 方	
于 法 		貝立初连	設計	建設	維持管理	運営	施設所有
従来型	(公設公営)	市	市	市	市	市	市
を行う方式 公共施設の	вто	民間	民間	民間	民間	民間	市
を行う方式公共施設の設計、	вот	民間	民間	民間	民間	民間	民間⇒市 (事業終了後)
	воо	民間	民間	民間	民間	民間	民間
建設又は改修、	ВТ	民間	民間	民間	_	_	市
	RO	民間	民間	民間 (改修)	民間	民間	市
維持管理、	DBO	市	民間	民間	民間	民間	市
運営等	リース	民間	民間	民間	民間/市	民間/市	民間/市
を行う方式 公共施設の	コンセッシ ョン	民間	l		民間	民間	市
方設の維持	0	民間	l	1	民間	民間	市
を行う方式と対施設の維持管理・運営等	指定管理者 制度	市	_	_	民間	民間	市
運営等	包括的民間 委託	市	_	_	民間	民間	市

第2章 官民連携事業の検討プロセス

1 事業の推進体制

官民連携事業の検討・実施にあたっては、市としての統一的な手順によって進めることが必要です。PPP手法の導入に向けた検討は、事業担当課が主体となって進めますが、公共施設のファシリティマネジメントの視点や部門横断的な調整等が必要になることから、円滑な事業推進のための支援や事業に対する総合的な庁内調整は、企画政策課が行います。

なお、ファシリティマネジメントや官民連携事業の推進にあたっては、専門的な組織体制の検証が必要であると考えています。全庁的な推進体制を含め、現段階で企画政策課が担っている役割については、組織体制の見直しを検討します。

(1)企画政策課の役割

企画政策課は、円滑な官民連携事業の推進のために、庁内の総合調整や必要な情報 提供など、事業担当課の支援を行うとともに、公共施設等活用検討委員会の事務局を 担当します。

また、民間事業者からのPPPに関する様々な提案や相談、意見交換等を行う窓口となり、庁内の各部署への連絡・調整など、民間事業者と行政を繋ぐファシリテーターの役割を担います。

(2) 事業担当課の役割

事業担当課は、事業の発案段階から事業の背景や目的を整理するとともに、PPP 手法導入の検討を行い、PPP手法の導入が決定した事業については、実施方針の策 定や事業者の選定、契約締結に至るまで、事業の実施に向けた具体的な事務を進めて いきます。PPP手法導入の検討にあたっては、必要に応じて専門的な外部コンサル タントを活用し、企画政策課をはじめ、関係課と協議、調整のうえ、十分な検討期間 を持って進めます。

(3) 公共施設等活用検討委員会

公共施設等活用検討委員会は、PPP手法の導入の推進に向けて、事業担当課が実施する調査及び導入に関する内容などについて検討し、行財政改革推進本部に検討結果を報告します。

(4) 行財政改革推進本部

行財政改革推進本部は、公共施設等活用検討委員会の検討結果に基づき、公共施設等の整備方針やPPPの事業化に向けた内容などについて審議します。

2 PPP手法の導入

公共施設整備事業は、原則として公共施設等総合管理計画に基づくものであり、事業を発案する際は、まず施設の統廃合、廃止、複合化、転用等を検討し、公共施設の総量抑制、適正配置、ライフサイクルコストの抑制を図ります。

そのうえで、発案した事業が次に示す「優先的検討の対象とする事業」のいずれかに 該当する場合は、原則としてPPP手法導入の検討を開始します。

それ以外の事業についても、民間の資金、創意工夫等を活用することで公的負担を抑制し、効果的、効率的で良質な市民サービスの提供が期待できる場合は、PPP手法導入を積極的に検討します。

また、個々の公共施設整備事業では事業費基準を満たさない場合であっても、複数の 公共施設等を一括して行う事業(バンドリング)とすることで、事業規模を拡大し、事 業効果を最大限に引き出すことを検討します。

【優先的検討の対象とする事業】

- ○事業費の総額が1億円以上の公共施設整備事業(建設、改修等に限る)
- ○単年度の事業費が2千万円以上の公共施設整備事業(維持管理、運営等に限る)

【優先的検討の対象とする事業の例外】

- 〇既にPPP手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- 〇民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- ○災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
- ○その他市が直接実施しなければならない公共施設整備事業

など

なお、公共施設整備事業にPPP手法を導入するには十分な検討期間が必要です。検討期間が短いなど、スケジュールを理由としてPPP手法導入の可能性を排除しないためにも、事業開始時期の期日が定まっている場合については、その期日を見据え、適切な時期に検討を開始してください。

3 PPP手法導入の検討フロー

※検討フローでは、公共施設等の新築、改修、維持管理等の事業を対象としています。

事業の発案

Step1

PPP手法導入の検討開始

- ◆検討の事前相談
- ◆官民連携事業についての事前調査

Step2

事業構想の作成、整備方針の決定

- ◆事業概要シートに基づき、事業構想の作成
- ◆事業構想に基づき、公共施設等の整備方針の決定

Step3

PPP手法の選択

◆事業に適したPPP手法を検討、選択

Step4

簡易な検討の実施

◆選択したPPP手法と従来型手法の事業費の簡易 な比較検討を行い、PPP手法導入の適否を検討

Step5

詳細な検討の実施

◆選択したPPP手法と従来型手法の事業費の詳細 な比較検討を行い、PPP手法導入の評価を実施

Step6

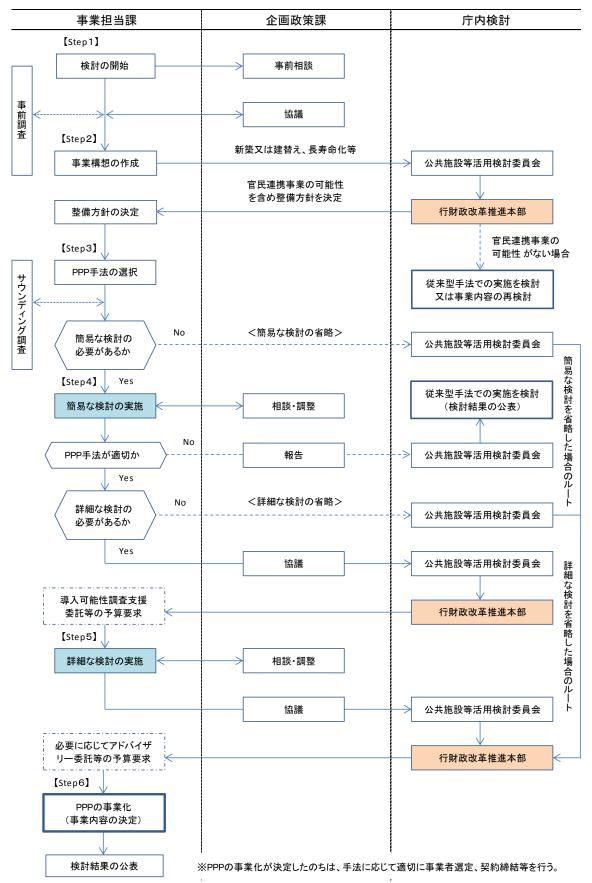
PPPの事業化の決定

- ◆検討結果を踏まえ、PPPの事業化を決定
- ◆検討結果の概要を公表

事業化の決定

事業手法の検討

<PPP手法導入検討フロー>



Step1

PPP手法導入の検討開始

(1)検討の事前相談

事業担当課は、PPP手法導入の検討にあたり、企画政策課へ事前に相談のうえ、事業構想を作成する前に、協議・調整を行ってください。

(2)事前調査

事業担当課は、事業構想の作成にあたり、次の事前調査によりPPP手法導入の可能性を検討してください。民間事業者等へのヒアリングの際は、事業者のノウハウやアイデア等の保護に十分注意してください。

類似事例の調査	民間事業者等へのヒアリング
○事業の実績、成果	〇アイデア、ノウハウの提案
○事業スキーム	○事業スキームの提案
〇事業実施に関する課題 など	〇市場性の確認 など

なお、ヒアリングを実施する民間事業者等については、類似事業の経験がある民間事業者や国と PPP 協定を締結している民間事業者、指定金融機関等が想定されます。

Step2

事業構想の作成、整備方針の決定

(1) 事業構想の作成

公共施設の整備等にあたっては、課題や事業開始時期等を整理しておく必要があります。そのため「事業概要シート(様式1)」とあわせ、必要に応じて補足資料等を添付し、事業構想を作成します。

【事業概要シートの記載ポイント】

- ① 事業概要
 - 事業を実施する目的や背景、事業の内容、事業効果等を記載してください。
- ② 現状の課題
 - ・公共施設等総合管理計画や個別施設計画で定めた方針等を踏まえ、施設や運営に 関する課題を記載してください。
 - ・新設の場合は、行政課題を記載してください。
- ③ 施設整備手法
 - 新築、建替え、大規模改修、長寿命化など、施設整備手法を選択してください。
- ④ スケジュール
 - ・想定される施設整備のスケジュールを記載してください。政策的に施設整備の期限が決まっている場合は、その期限及び理由も記載してください。
- ⑤ 事業用地
 - ・土地所有者について、市有地、民有地を選択してください。民有地の場合は、土 地を取得するのか借用するのか記載し、その費用についても記載してください。
 - ・法令上の規制や建築について特段の制限がある土地の場合、起債・補助金が充当 されている土地の場合は、その旨を選択してください。なお、詳細については、 別途資料を添付してください。

⑥ 施設概要

- ・ 想定される施設の規模・構造・延床面積を記載してください。
- 施設の整備前と整備後の主な機能を比較できるように記載してください。
- ・想定される施設整備の事業費と維持管理運営費等の概算額を記載してください。
- ・既存施設に法令上の規制や起債・補助金等が充当されている場合は、その旨を選択してください。なお、詳細については、別途資料を添付してください。
- ⑦ 施設整備に対する補助制度等
 - ・施設整備に対する補助制度等の有無について選択してください。補助制度等がある場合は、制度名称とその内容について記載してください。

8 余剰資産が生じる場合の対応方策

- 別地に施設整備を行う場合や施設の統廃合、複合化を行う場合など、既存施設に 余剰資産が生じる場合、その面積と想定している対応方策等を記載してください。
- 9 官民連携事業の可能性
 - ・想定している事業について、官民連携の可能性等の根拠となる事前調査内容を記載してください。
- 10 その他
 - その他特記すべき事項があれば記載してください。

(2) 整備方針の決定

事業構想を踏まえ、公共施設等活用検討委員会で検討した内容を行財政改革推進本部で審議したうえで、官民連携事業の可能性とともに、新築、建替え、長寿命化等の整備方針を決定します。

【公共施設等活用検討委員会で検討する主な内容】

① 公共施設等の整備方針

事業構想を踏まえ、施設整備の方向性やPPP事業の対象となり得るかを検討し、施設整備の方向性を決定します。

事業担当課は検討結果を踏まえ、整備方針を取りまとめます。

② サウンディング調査の実施の有無

本ガイドラインでは、PPP事業の対象とした整備方針を決定したのち、より詳細に市場性や実現可能性、様々なアイデア等を把握するため、PPP手法の選択を検討する段階でサウンディング調査の実施を想定しています。

公共施設等活用検討委員会では、提案された案件に応じてサウンディング調査の実施の有無や実施時期等を検討します。

既にPPP事業の実績があり、効率的な整備手法が確立されている事業において、 民間事業者の参画が十分に見込まれる事業については、サウンディング調査の必要 性は低いと考えられます。

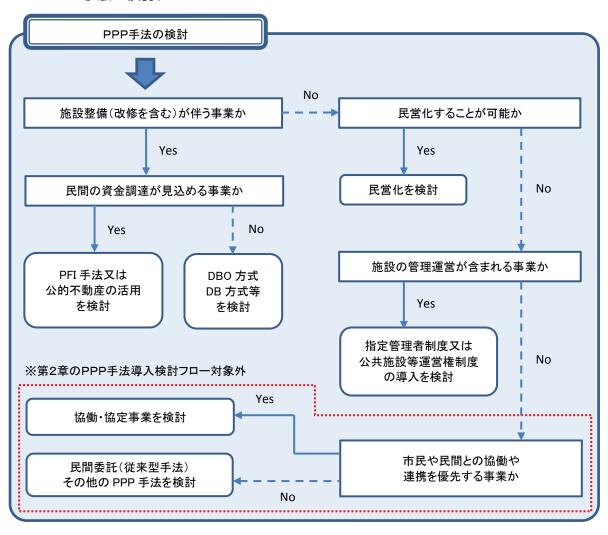
※詳細については、「第3章 サウンディング調査」を参照してください。

Step3

PPP手法の選択

整備方針に基づき、下記のフローを参考に、対象事業に適したPPPの手法を選択します。1つの手法に限定することが難しい場合は、複数の手法を選択します。

<PPP手法の検討フロー>



【簡易な検討及び詳細な検討の省略】

指定管理者制度など、既にPPP手法の効率的な導入方法が確立されている事業については、簡易な検討及び詳細な検討を省略し、採用手法の導入を決定できるものとします。事業内容に応じて、企画政策課と協議してください。

ただし、大規模な事業や収益化の可能性がある事業等については、専門的な外部コンサルタントに委託して詳細に検討することが望ましい場合もあるため、詳細な検討の省略については、慎重に判断する必要があります。

Step4

簡易な検討の実施

事業担当課は、「Step3」で選択したPPP手法の導入適否について、専門的な外部コンサルタントに委託せずに、自ら簡易な検討を実施します。簡易な検討では、定性評価と定量評価の2種類の評価を行います。

簡易な検討の趣旨は、PPP手法に適しないことが明らかな事業を詳細な検討の対象から除外することにあるため、この段階での定量評価は精緻に行う必要はありません。なお、導入に適しない評価となった事業については、公共施設等活用検討委員会に報告のうえ、詳細な検討を行わず、PPP手法を導入しないことができます。

(1) 定性評価

「簡易定性評価調書(様式2)」により、以下の検討項目を中心に、従来型手法と選択したPPP手法の比較検討を行います。

【主な検討項目】

- ① 類似事例の調査を踏まえた評価
- ② 民間ノウハウ活用の可能性
- ③ 民間事業者の参画意向
- ④ 市民サービス向上の可能性
- ⑤ 事業目的の達成実現性
- ⑥ 制度的制約の有無

(2) 定量評価

「簡易定量評価調書(様式3)」により、市が公共施設の整備等を行う従来型手法による場合と、選択したPPP手法による場合との事業費総額を比較し、簡易VFMを算出することで手法の適否を評価します。

なお、複数のPPP手法を選択した場合においては、各々の手法について事業費総額を算定し、その最も低い手法と、従来型手法による場合の事業費総額との間で、同様の比較を行います。

【主な比較項目】

- ① 公共施設等の整備等(運営等を除く)の費用
- ② 公共施設等の運営等の費用
- ③ 民間事業者の適正な利益及び配当
- ④ 調査に要する費用

- ⑤ 資金調達に要する費用
- ⑥ 利用料金収入

(3) サウンディング調査による定性評価

選択したPPP手法の過去の実績が乏しいことなどにより、事業費総額の比較(定量評価)が困難な場合は、サウンディング調査を踏まえた定性評価により、公的負担の抑制につながることを客観的に評価することで、選択した手法の導入適否を評価できるものとします。

(4) 簡易な検討結果の報告

事業担当課は、簡易な検討結果について必要な資料を取りまとめ、公共施設等活用検討委員会へ今後の方向性を報告します。公共施設等活用検討委員会では、簡易な検討結果を踏まえ、次のケースについて判断します。

① PPP手法の導入が適切でない場合

公共施設等活用検討委員会は、従来型手法での実施又はPPP手法の見直しを検討します。PPP手法を導入せず、従来型手法での実施を検討する場合、事業担当課は市長に報告のうえ、PPP手法を選択しなかった理由を付して検討結果を公表します。

② PPP手法の導入が適切であり、詳細な検討の必要がない場合

公共施設等活用検討委員会は、既に実績のある同様の事業で、課題や効果の検証が十分に行われていると判断できる場合、詳細な検討を実施せずにPPP手法の導入を進めます。事業担当課は、行財政改革推進本部での審議後、「Step6」へ進みます。

③ PPP手法の導入が適切であり、詳細な検討を実施する場合

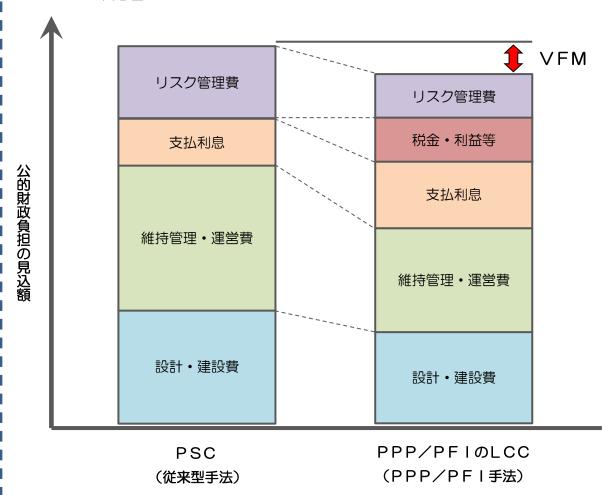
公共施設等活用検討委員会は、専門的な外部コンサルタントを活用し、詳細な検討 (導入可能性調査)を実施する必要があるか検討します。PPP手法の導入に向けた 詳細な検討を実施すべきと判断した場合は、調査費用の予算化に向けた準備など、次 のステップに進みます。事業担当課は、行財政改革推進本部での審議後、調査費用の 予算要求を行い、「Step5」へ進みます。

【コラム】VFMとは

VFM (Value For Money) とは、「支払い (Money) に対して、最も価値の高いサービス (Value) を供給する」という考え方のことで、従来型手法に比べ、PPP/PF I 手法により、総事業費をどれだけ削減できるかを割合で示します。PPP/PF I 手法における最も重要な概念の一つであり、導入の際の判断基準となります。

VFMの評価は、PSC (Public Sector Comparator:従来型手法で実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値)と、PPP/PFIのLCC (Life Cycle Cost: PPP/PFI手法で実施する場合の公的財政負担の見込額の現在価値)の比較により行われ、VFMの発生が見込まれる場合は、当該事業をPPP/PFI手法で実施することが望ましいと考えられます。

<VFMの概念図>



$$VFM (\%) = \frac{PSC - PPP/PFIOLCC}{PSC} \times 100$$

【コラム】現在価値化とは

VFMの算出にあたっての費用総額の比較は、現在価値化をして行います。これは、 複数年にわたる事業の経済的価値を比較するために、将来の価値を現在の価値に置き換 えたうえで、比較するという考え方によります。同じ金額の公的財政負担があったとし ても、現在の1億円と10年後の1億円では価値が異なることから、公的財政負担の見 込額の算定にあたっては、「割引率」を用い、現在価値に換算して比較します。

【計算式】 t 年における価格V t の現在価値=V t \times R t R t = 1 / $(1+r)^{(t-{}^{\pm})}$ R t : 現在価値化係数 r : 割引率



Step5

詳細な検討の実施

「Step4」の簡易な検討結果により、PPP手法の導入が適切であると評価した事業で、専門的な外部コンサルタントを活用した詳細な検討を実施し、改めてPPP手法の導入に対する評価を行います。

(1) 詳細な検討における検討項目

- ① 従来型手法及び採用手法の長所及び短所の整理並びに当該短所の解決策の検討
- ② 採用手法を導入する場合の民間事業者に委託する業務の範囲及び要求水準の検討
- ③ リスク分担の検討
- ④ 従来型手法及び採用手法を導入した場合それぞれの費用総額の算出及び比較
- ⑤ 採用手法に公共施設等運営権方式等の既存公共施設等に用いられる手法が含まれる場合にあっては、次に掲げる検討
- i) 当該事業の長期契約への適否の検討
- ii)既存の公共施設等の状態に係るリスク分担の検討
- ⑥ 採用手法にBTO方式等の設計、建設及び運営等を一括して委託する手法が含まれる場合にあっては、当該事業の長期契約への適否の検討

(2) 詳細な検討結果の報告

事業担当課は、詳細な検討結果について必要な資料を取りまとめ、公共施設等活用検討委員会へ報告します。公共施設等活用検討委員会では、詳細な検討結果を踏まえ、選択したPPP手法の導入が適切であるか、アドバイザリー業務委託等が必要であるかなどを判断します。

PPP手法の導入が適切であり、アドバイザリー業務委託等が必要であると判断した場合は、委託費用の予算化に向けた準備など、次のステップに進みます。事業担当課は行財政改革推進本部での審議後、委託費用の予算要求を行い、「Step6」へ進みます。

Step6

PPPの事業化の決定

事業担当課は、これまで検討してきた内容や具体的な事業内容、今後のスケジュール 等を取りまとめた「実施方針」を策定します。

(1)検討結果の公表

事業担当課は、「実施方針」を策定したのち、遅滞なく市ホームページ等で公表します。また、採用手法の導入の適否の判断について、透明性を確保するとともに、市民及び民間事業者に対する説明責任を果たす意味でも、検討結果を公表することとします。

なお、公表内容で当該事業の予定価格の推測につながる可能性がある事項については、 入札手続きの終了後など、適切な時期に公表してください。

【主な公表事項】

- ① 事業名
- ② 事業担当課名
- ③ 事業概要
- ④ 検討結果
- ⑤ 理由(PPP手法の導入に至らなかった場合のみ)

(2) PPP事業の推進

本ガイドラインでは、PPPの事業化の決定までのプロセスを示しておりますが、PPの事業化が決定したのちは、案件に応じて事業者選定や契約、協定等の締結を適切に行ってください。

今後、本市におけるPPP事業の実績や専門知識、ノウハウ等を蓄積し、PPP手法に応じた事業の進め方を整理していきます。当面は、内閣府が定めた「契約に関するガイドライン」を参照してください。

(3)議会・市民等への情報提供

市民参加条例に基づく手続きを実施することは勿論のこと、議会・市民等への説明は定例的な報告だけでなく、臨機応変に検討状況の報告をすることが重要です。なお、事業対象地の周辺住民及び対象施設利用者等のサービスを享受する市民の理解も不可欠であることから、事業発案の早期の段階にて実施することも考えられます。事業内容に応じて、適宜適切に情報提供を行います。

第3章 サウンディング調査

1 サウンディング調査の基本的な考え方

サウンディング調査とは、PPP事業を検討する段階において、公募による民間事業者との対話の場を設け、市場性の有無や実現可能性、アイデア等を把握する調査手法の一つです。

高度な専門性を要する事業を検討する場合、庁内検討だけでは市場と乖離した事業案となる場合や、民間事業者が参画しにくい条件となってしまう恐れがあります。PPP 手法を導入していくためには、民間事業者と行政が情報を共有し、事業に対する相互理解を深めることが重要であり、そのためにはサウンディング調査が有効です。

(1) サウンディング調査の目的

民間事業者との対話を行い、市場性やアイデア等を事前に把握することで、当該事業の価値や効果を最大限に高めるための諸条件の整理を行うことができ、民間事業者にとっても、自らのノウハウや創意工夫を事業に反映できる機会が設けられるなど、参画しやすい環境を整えることを目的とします。

(2) サウンディング調査のメリット

【市のメリット】

- 民間事業者のノウハウや創意工夫等を活かした検討ができる。
- 市場性の有無や民間事業者の要望、採算性等を的確に把握することができる。
- 実現可能性を持った現実的な検討ができる。
- 公式な対話として実施することで透明性や公平性が確保できる。

【民間事業者のメリット】

- ・ 事業公募前に市の事業方針や考えを聞くことができる。
- 事業に対する要望や意見を市に伝えることができる。
- 事業に関する情報を早期に収集し、十分な検討期間を確保できる。

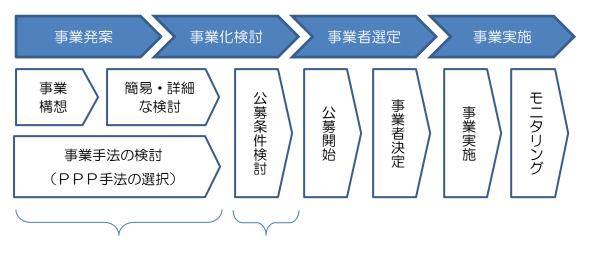
(3) サウンディング調査の対象案件

公共施設の整備等や公的不動産の活用等のハード事業だけではなく、指定管理者制度 等のソフト事業も含め、様々な案件に活用できます。

一方、サウンディング調査は、民間事業者との対話による方法となるため、調査できるサンプル数には限度があります。サンプル数が必要な事業は、アンケートによる代替調査等を検討してください。

(4) サウンディング調査を実施する段階

サウンディング調査を実施する段階は、大きく分けて「事業発案時」か「公募条件検討時」の2つの段階が考えられます。検討する事業や調査を実施する目的により、時期や回数を決定してください。



①事業発案時の官民対話

②公募条件検討時の官民対話

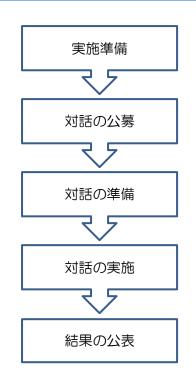
①事業発案時の官民対話の目的

- 収益型事業の適性の確認やコンセッション事業の適性の確認を含め、幅広くPP P手法の可能性を探ること。
- 事業検討に向けて、地域の状況や課題を提示することで、市場性の有無や民間事業者のアイデアを把握すること。
- 民間事業者による対象事業の収益性を高めるための創意工夫や本事業への関心等を探ること。
- 市では気づかない地域の課題等を把握すること。

②公募条件検討時の官民対話の目的

- ・市側の基本的な考え方(対象事業に関するデータや事業スキーム等)を示したうえで、民間事業者の意見を聴取し、より参画しやすい公募条件の整理を行うこと。
- ・実際に公募した場合の参画意向を確認すること。

2 サウンディング調査のフロー



- ・実施要領の作成
- 庁内調整
- ・ 実施要領の公表、関係団体等への周知依頼
- 民間事業者への対話の公募
- ・実施日程の調整、連絡
- ・必要に応じて事前説明会、現地見学会の開催
- 個別に対話を実施
- ・必要に応じて複数回の対話を実施
- ・調査結果の概要について事業者への確認
- ・ 調査結果の概要公表

(1) サウンディング調査の実施準備

事業担当課は、サウンディング調査の実施にあたり、「実施要領」を作成します。実施要領には、その時点における公開可能な情報を前提に、以下の内容を記載するように検討してください。

<主な記載例>

- ① 調査の名称
- ② 調査の対象
- ③ 調査の概要(背景、目的など)
- ④ 調査のスケジュール(参加受付、開催日時など)
- ⑤ 調査の諸条件、市側の意向、地域課題など
- ⑥ 調査の対話項目(活用のアイデア、公共施設機能の確保の方策、地域貢献など)
- ⑦ 調査の参加資格(当該事業の参画を検討している法人又は法人のグループを基本とします)
- 8 事前説明会及び現地見学会の開催

(2) サウンディング調査の公募

調査の透明性や公平性を確保するため、サウンディング調査の実施要領を市ホームページ上で公表し、参加事業者の公募を行います。より多くの事業者の参画を促すために

は、市ホームページのみではなく、記者発表や事前説明会・現地見学会の開催、特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会等の団体に周知の協力を依頼するなど、様々な広報手段を検討することも重要です。

(3) サウンディング調査の準備

参加を希望する事業者には「エントリーシート(様式4)」を提出していただき、対話の実施日程や場所等の調整を行います。サウンディング調査に参加を希望する事業者向けの事前説明会・現地見学会を開催する場合は、事前申込制とし、参加受付を行います。事前説明会・現地見学会において質疑応答があった場合、その内容は市ホームページで公開します。

(4) サウンディング調査の実施

対話は事業者のノウハウ、アイデア等を保護する観点から、個別に実施します。対話を効率的に進めるため、対話項目に対する回答や意見等を任意の書式で事前に提出いただくことも考えられますが、事業者に資料作成等の過度な負担とならないように注意が必要です。

また、対話実施後に必要に応じて追加質疑を行うことが想定される場合は、複数回の対話を継続する旨をあらかじめ実施要領に記載しておく必要があります。

(5) サウンディング調査結果の公表

サウンディング調査の実施結果については、対話を実施してから概ね 90 日以内を標準とし、概要を市ホームページで公表します。公表にあたっては、あらかじめ公表する内容を事業者に確認し、了承を得たうえで実施してください。なお、参加事業者の名称は公表しません。

【サウンディング調査の留意点】

- ・対話を効果的に行うためには、対象事業や課題を明確にし、目的を明らかにすること、事前に可能な限り詳細な情報提供を行うことが重要です。
- •提出資料にかかるコストは事業者負担になることを考慮し、提出資料は必要最低限とします。
- ・対話の内容の取扱いや事業者の特殊な技術、ノウハウ、アイデア等の保護に十分注意してください。
- サウンディング調査の実施にあたり、幅広く周知するように努めてください。
- 企画政策課は、事前説明会や対話の実施に同席します。

第4章 留意事項

1 PPPに関するガイドライン等の活用

PPP手法導入の検討、決定、事業実施にあたっては、本ガイドラインや「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」等の関係法令に基づくほか、下記のガイドライン等を参照します。

<PPPに関するガイドライン等>

1 PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)

2 PPP/PFI優先的検討

■指針・手引き【内閣府】

- ・多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針(平成27年12月)
- PPP/PF | 手法導入優先的検討規程策定の手引(平成28年3月)
- ・PPP/PF | 手法導入優先的検討規程運用の手引(平成29年1月)

3 PPP/PFI事業に関する情報

■PPPに関するガイドライン等

・PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド 【内閣府・総務省・国土交通省】(平成 28 年 10 月)

■PF I に関するガイドライン等【内閣府】

- PFI事業実施プロセスに関するガイドライン
- PF I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン
- V F M (Value For Money) に関するガイドライン
- ・契約に関するガイドライン PF | 事業実施契約における留意事項について-
- モニタリングに関するガイドライン
- ・公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン
- ・地方公共団体におけるPFI事業導入の手引
- ・地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアル
- PF | 事業民間提案推進マニュアル
- ・VFM簡易算定モデル(平成28年10月)【国土交通省】

■事例集【国土交通省】

- PPP/PF I 事業 推進方策事例集(平成 26 年7月)
- ・公共施設の集約化・再配置に係る官民連携事業事例集(平成26年7月)
- ・公的不動産の有効活用等による官民連携事業事例集(平成 26 年7月)
- ・公共施設管理における包括的民間委託の導入事例集(平成26年7月)
- PPP/PF | 事業を促進するための官民間の対話・提案事例集(平成27年6月)
- ・民間収益施設の併設・活用に係る官民連携事業事例集(平成28年6月)
- PPP/PF | 事業事例集【内閣府】

2 PPP手法導入にあたっての留意事項

(1)サービス水準の確保

PPP手法を導入するにあたっては、公的負担の抑制のみを主眼とするべきではなく、市民ニーズに応えるサービス水準を確保し、質の高い市民サービスを提供することが必要です。そのため、達成すべきサービス水準を可能な限り仕様書等で具体的に示し、事業の実施過程において、その水準が確保できているか定期的な検証を行い、サービスの低下が明らかな場合には、適切な指導を行います。

(2) 責任所在の明確化

市の行政責任を確保するために、市と民間事業者との役割分担及び責任の範囲を契約書、協定書等により明確化しておくとともに、契約の履行過程において、市の管理 監督機能が十分働くように留意します。

また、契約や協定等を締結する時点で想定できない不確定性のあるリスクについては、リスクが顕在化した場合の措置を曖昧にせず、明確にしておくとともに、双方が対等なパートナーシップを形成し、リスクを顕在化させないように意識するなど、リスクマネジメントに努めます。

(3) モニタリングによる評価の実施

PPP手法により事業を実施する場合は、提供される市民サービスの質や市民満足度の維持、向上を図るため、モニタリングによる評価の実施が必要です。事業ごとに評価基準・評価指標やモニタリングの具体的な実施方法をあらかじめ定めておき、必要に応じて指導を行います。

(4)施設における行政の管理責任

民間が管理運営を行っている施設においては、施設設置者である行政の責務として、 事故を未然に防止するため、実施調査を含めた施設・設備の保守、安全確認等、管理 監督に努めます。また、万一の事故が発生した場合を想定し、市と民間事業者との連 携について十分に協議を図り、対応の徹底と検証等の指導を行います。

(5) 競争性・公平性・透明性の確保

事業を実施する民間事業者の決定にあたっては、正当な理由なく、長期にわたる固定化や業務の独占が生じることがないよう、法令等に十分留意し、原則として入札や公募などによる競争性・公平性・透明性をもった手続きにより行います。

(6) 法令順守の徹底

地方自治法や労働関係法令など、事業を実施するうえで順守しなければならない事項については、PPP手法導入の検討段階から十分に留意するとともに、契約書、協定書等において徹底します。

特に、労働者派遣法に基づく労働者派遣契約以外の契約により従事している者には、事実上、市が直接指揮監督できないことに十分留意します。

(7) 市として保有すべき専門知識等の維持・向上

民間活力を導入したとしても、市としての責任を果たしていくためには、PPP事業について市が事業の企画立案、指揮監督及び評価ができる専門知識や能力を保有する必要があります。

そのため、専門知識や技術、基本的なノウハウ等については、庁内で蓄積し、その 維持・向上に努めます。

3 ガイドラインの適用等

- 〇本市がPPP手法により事業の実施を検討する場合は、原則として本ガイドライン に則って行います。
- ○新たなPPP手法が生じた場合や法改正等により、本ガイドラインの見直しが必要となった場合は、速やかに改定します。
- 〇PPP手法導入の実績を重ねて、内容の更なる充実を図ることができる場合は、その都度、改定します。



各種様式

事業概要シート

事業担当課	

事業目的 現状の課題 日新築 □建替え □大規模改修 □長寿命化 □その他(事業名称	
 施設整備手法 □新築 □建替え □大規模改修 □長寿命化 □その他() スケジュール (施設整備の期限がある場合はその理由 古記載) 事 場所(地番) 西東京市 敷地面積 □市有地 □民有地 ⇒ 購入・賃借 (金額:) 規制等の有無 □無 □○○による規制 □起債・補助金充当 □その他() 延床面積		事業目的	
 施設整備手法 □その他(スケジュール(施設整備の期限がある場合はその理由も記載) 事 場別(地番) 西東京市 敷地面積 ㎡ 土地所有者 □市有地 □民有地 ⇒ 購入・賃借 (金額:) 規制等の有無 □無 □○○による規制 □起債・補助金充当 □その他() 規模・構造 □鉄筋コンクリート造 □鉄骨造 □鉄骨鉄筋コンクリート造 □その他() 延床面積 ㎡ 施設内容 整備前 (主な機能) 整備後 事業費 建設費等 百万円/年 規制等の有無 □無 □○○による規制 □起債・補助金充当 □その他() 施設内容 整備後 事業費 建設費等 百万円/年 規制等の有無 □無 □○○による規制 □起債・補助金充当 □その他() 		見状の課題	
(施設整備の期限がある場合はその理由 も記載) 事 場所(地番) 西東京市		函設整備手法	
### おおり おおり おおり おおり おり		スケジュール	
も記載) 西東京市 業 物地面積 m² 用 土地所有者 口市有地 口民有地 購入・賃借 (金額:) 地 規制等の有無 口無 口〇〇による規制 口起債・補助金充当 口その他() 規模・構造 口鉄筋コンクリート造 口子の他() 延床面積 m² 施設内容 (主な機能) 整備的 建設費等 百万円 (概算) 維持管理運営費等 百万円/年 規制等の有無 口無 口〇〇による規制 口起債・補助金充当 口その他() 施設整備に対する 口有(制度名称・内容:)		(施設整備の期限が	
事 場所(地番) 西東京市 敷地面積 m² 土地所有者 口市有地 口民有地 購入・賃借 (金額:) 規制等の有無 口無 口〇〇による規制 口起債・補助金充当 口その他() 規模・構造 口鉄筋コンクリート造 口鉄骨造 口鉄骨鉄筋コンクリート造 型床面積 m² 施設内容 整備前 全額後 事業費 建設費等 百万円 (概算) 維持管理運営費等 百万円/年 規制等の有無 口無 口〇〇による規制 口起債・補助金充当 口その他() 施設整備に対する 口有(制度名称・内容:)		5る場合はその理由	
数地面積 一方 一方 一方 一方 一方 一方 一方 一		5記載)	
田 土地所有者 □市有地 □民有地 ⇒ 購入・賃借 (金額:) 規制等の有無 □無 □○○による規制 □起債・補助金充当 □その他() 規模・構造 □鉄筋コンクリート造 □鉄骨造 □鉄骨鉄筋コンクリート造 □その他() 延床面積 ㎡ 施設内容 整備前 (主な機能) 整備後 事業費 建設費等 百万円 (概算) 維持管理運営費等 百万円/年 規制等の有無 □無 □○○による規制 □起債・補助金充当 □その他() 施設整備に対する □有(制度名称・内容:)	市	場所(地番)	
規制等の有無	m [*]	敷地面積	
規模・構造	土地所有者 □市有地 □民有地 ⇒ 購入・賃借 (金額:		
規模・構造 □鉄筋コンクリート造 □鉄骨造 □鉄骨鉄筋コンクリート造 □その他() 延床面積 m² 施設内容 (主な機能) 整備後 事業費 (概算) 建設費等 百万円 (概算) (概算) 維持管理運営費等 百万円/年 規制等の有無 □無 □○○による規制 □起債・補助金充当 □その他() 施設整備に対する □有(制度名称・内容:)	□○○による規制 □起債・補助金充当 □その他()	対 規制等の有無)
施設 大田			
施設内容 整備前 (主な機能) 整備後 事業費 建設費等 (概算) 維持管理運営費等 規制等の有無 □無 面方円/年 施設整備に対する □有(制度名称・内容:	「コンクリート造 口鉄骨造 口鉄骨鉄筋コンクリート造	規模・構造	
製作的積 m 施設内容 整備前 (主な機能) 整備後 事業費 建設費等 (概算) 維持管理運営費等 規制等の有無 □無 面 □ (概算) 一 一 一 (表別 □ (本別 □ (本別)他()	<u>.</u>	
概要 施設内容 整備前 (主な機能) 整備後 事業費 建設費等 (概算) 維持管理運営費等 方円/年 規制等の有無 □無 □無 □○○による規制 □表 □その他() 施設整備に対する □有(制度名称・内容:	m [*]		
要 (主な機能) 整備後 事業費 建設費等 百万円 (概算) 維持管理運営費等 百万円/年 規制等の有無 □無 □○○による規制 □起債・補助金充当 □その他() 施設整備に対する □有(制度名称・内容:))	j	施設内容	
事業費 建設費等 百万円 (概算) 維持管理運営費等 百万円/年 規制等の有無 □無 □○○による規制 □起債・補助金充当 □その他() 施設整備に対する □有(制度名称・内容:))	Ž	(主な機能)	
規制等の有無 □無 □○○による規制 □起債・補助金充当 □その他() 施設整備に対する □有(制度名称・内容:)	等 百万円	事業費	
施設整備に対する □有(制度名称・内容:	。 理運営費等 百万円/年	(概算)	
	□○○による規制 □起債・補助金充当 □その他()	規制等の有無)
補助制度等 □無 □無		施設整備に対する	
· · · · · · · · = · · · · · · · · ·		補助制度等	
余剰資産が生じる 例)一部売却(〇〇㎡)	-部売却(OO㎡)	余剰資産が生じる	
場合の対応方策 市が〇〇の用途で活用	iが○○の用途で活用	場合の対応方策	
官民連携事業の例)〇〇市で同様の事例あり			
可能性 民間事業者へのヒアリングにより判断	間事業者へのヒアリングにより判断	可能性	
その他			

(様式2)

PP手法簡易定性評価調書

評価項目	評価の視点	評価*1	評価理由
類似事例	PPP手法を導入した類 似事例等では、期待された 結果が出ているか。		
民間ノウハウ の活用	民間の資金、経営能力及び 技術的能力、アイデア、ノ ウハウ等を活用できる事 業か。		
民間事業者 の参画	多数の民間事業者が参画できる事業か。		
市民サービスの向上	安全・安心が確保され、継続的な事業の実施が見込まれるか。また、市民サービスの向上が図られるか。		
達成実現性	事業開始までの十分な検 討期間が確保できるか。		
制度的制約	民間事業者が事業を実施 することにおいて、法令上 又は制度上の制限はない か。		
その他*2			

%1:評価欄には「 \bigcirc :適している」、「 \triangle :やや適している又は一部適していない」、「 \times :適していない」のいずれかを記載してください。

※2:事業の特性に応じて、必要な評価項目を追加してください。

(様式3)

PPF法簡易定量評価調書

	従来型手法 (市が整備等を行う手法)	PPP手法 (候補となるPPP手法)
整備等費用		
〈算出根拠〉		
運営等費用		
〈算出根拠〉		
利用料金収入		
〈算出根拠〉		
資金調達費用		
〈算出根拠〉		
調査等費用		
〈算出根拠〉		
税金		
〈算出根拠〉		
税引後損益		
〈算出根拠〉		
合 計		
合計(現在価値)		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		

PPF法簡易定量評価調書【記載例】

	従来型手法 (市が整備等を行う手法)	PPP手法 (候補となるPPP手法)
整備等費用	50.0 億円 (式:50 万円/㎡×10,000 ㎡)	45.0 億円 (式:50 億円×0.9)
〈算出根拠〉	類似事例である〇〇事業の床面積当 たりの単価から算出	従来型手法より 10%削減を想定
運営等費用	10.0 億円 (式:5 千万円/年×20 年)	9.0 億円 (式:5 千万円/年×0.9×20 年)
〈算出根拠〉	類似事例である〇〇事業の管理運営 費等を参考に 20 年間で算出	従来型手法より 10%削減を想定
利用料金収入	2.0 億円 (式:1 千万円/年×20 年)	2.2 億円 (式:1 千万円/年×1.1×20 年)
〈算出根拠〉	類似事例である〇〇事業の年間利用 料金収入を参考に 20 年間で算出	従来型手法より 10%増加を想定
資金調達費用	5.3 億円 (式:50 億円×起債充当率 75%× 起債利率 1.3%・償還期間 20 年の 元利均等償還)	9.0 億円 (式:45 億円-資本金 0.1 億円× 借入金の利率 1.8%・返済期間 20 年の元利均等返済)
〈算出根拠〉	想定される起債充当率、起債利率、 起債償還方法から算出	市が自ら資金調達をした場合の利率 に 0.5%を上乗せ
調査等費用	_	0.25 億円
〈算出根拠〉	従来型手法の場合は想定しない	導入可能性調査の費用及びその後の 業務委託の費用を想定
税金	_	0.03 億円
〈算出根拠〉	従来型手法の場合は想定しない	各年度の損益に法人実効税率 32.11%を乗じて算出
税引後損益	_	0.06 億円
〈算出根拠〉	従来型手法の場合は想定しない	EIRR が 5%以上確保されることを 想定
合 計	63.3 億円	61.1 億円
合計(現在価値)	51.7 億円	47.2 億円
財政支出削減率		VFM は 4.5 億円(8.7%)
その他 (前提条件等)	事業期間は 20 年間 割引率 2.6%	

※内閣府が作成した「PPP/PFI手法導入優先的検討規定策定の手引き(平成 28 年 3 月)」の【記入上の注意】(P.27~34)を参照のうえ、個別の事業の特性、経済情勢等に応じて記載すること。

(様式4)

エントリーシートく○○事業サウンディング調査>

申 込 日	平成 年	月	В					
法人名								
法人所在地								
グループの場合 の構成法人名								
サウンディング 調査の担当者	氏 名							
	所属法人名							
	部署名							
	電話番号							
	FAX 番号							
	E-mail							
希望日時	第一希望	月	⊟ ()	口午前	□午後	□どち	らでもよい
	第二希望	月	⊟ (B()		口午前 口午後 口どちら		
	第三希望	月	⊟ ()	口午前	□午後	□どち	らでもよい
参加予定者	氏名		所属法人名•部署名					役 職
その他 (意見・要望等)		<u>'</u>						



西東京市官民連携ガイドライン 平成30年10月 作成

西東京市企画部企画政策課

〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号

電 話:042-460-9800(直通)

F A X:042-463-9585

E-mail: kikaku@city.nishitokyo.lg.jp